

5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) パンフレットの作成・活用、セミナー・講習会の開催

① パンフレットの作成・活用

本計画で定めた目標や施策等の概要について、町ホームページ上に掲載するとともに、パンフレットを作成し、町民への周知を図ります。

また、耐震化に関する各種パンフレット等（国土交通省住宅局「誰でもできるわが家の耐震診断」、(財)日本建築防災協会によるパンフレット等）の配布など積極的な情報提供に努めます。



出典：財団法人日本建築防災協会

② セミナー・講習会の開催

町では、県が毎年実施している地震対策セミナーや講習会等の実施について、広報やパンフレット等で、住民への周知を図ります。

また、町から県に要請し、震災予防に関する出前講座を開催し、住民の防災意識の普及啓発を図ります。

(2) 情報提供の充実及び相談体制の整備

町は、住宅や特定建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修について、いつでも安心して相談できるように、相談窓口の設置に努めます。

窓口では、耐震診断の補助制度や耐震改修に対する融資制度・税制特例など、建築物所有者にとって有益な情報を提供します。

(3) 地震ハザードマップの作成

町は、建築物の所有者等の防災意識高揚を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による地盤の揺れの強さ、建築物の倒壊の危険性を掲載した地震ハザードマップを作成し全世帯に配布しています。